第　１　回

宇都宮地域合併協議会
参　　考　　資　　料

宇都宮地域合併協議会委員名簿

平成１８年7月２５日現在

区　　分	自治体名	氏　　名	備　　考
会　長	宇都宮市	佐　藤　栄　一	宇都宮市長
副会長	上河内町	手　塚　順　一	上河内町長
副会長	河内町	手　塚　照　夫	河内町長
委　員	宇都宮市	諏　訪　利　夫	宇都宮市議会議長
委　員	宇都宮市	山　崎　守　男	宇都宮市議会市町合併対策特別委員会委員長
委　員	宇都宮市	櫛　渕　澄　江	宇都宮市地域婦人連絡協議会会長
委　員	宇都宮市	佐々木　英　明	宇都宮市自治会連合会会長
委　員	宇都宮市	簗　　郁　夫	宇都宮市商工会議所会頭
委　員	宇都宮市	高　梨　眞佐岐	宇都宮市助役
委　員	上河内町	松　田　仁　一	上河内町議会議長
委　員	上河内町	宇　梶　清　夫	上河内町議会市町村合併検討特別委員会委員長
委　員	上河内町	江　連　　功	上河内町社会福祉協議会副会長
委　員	上河内町	斎　藤　　勝	上河内町青少年育成町民会議会長
委　員	上河内町	古　橋　正　好	上河内町自治会長連絡協議会会長
委　員	上河内町	福　嶋　邦　夫	上河内町助役
委　員	河内町	五月女　伸　夫	河内町議会議長
委　員	河内町	白　坂　喜美雄	河内町議会合併問題調査研究特別委員会委員長
委　員	河内町	須　藤　　貢	河内町自治会長連合会会長
委　員	河内町	髙　橋　栄　一	河内町商工会副会長
委　員	河内町	平　賀　貴　子	河内町ＰＴＡ連絡協議会会長
委　員	河内町	南　木　昭　男	河内町助役
委　員	共通委員	小　島　俊　一	宇都宮農業協同組合代表理事組合長
委　員	共通委員	中　村　祐　司	宇都宮大学国際学部教授
委　員	共通委員	沼　田　　良	作新学院大学総合政策学部教授
委　員	共通委員	福　田　正　男	栃木県総務部市町村課主幹（市町村合併推進担当）

（敬称略）

合併の方式について

合併の方式には，「新設」と「編入」の２つがある。

１　合併の形態による比較

項　目	新　　設	編　　入
定　義	２以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで，市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで，市町村の数の減少を伴うもの。
法人格	合併関係市町村の法人格は全て同時に消滅し，新たに法人格が発生する。	編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅し，編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称	新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが，新たに制定することもできる。
事務所の位置	新たに制定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
財産の取扱い	合併市町村が引き継ぐ。	通常は編入する市町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	原則	
	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し，編入される市町村の議会の議員は失職する。
	特例	
	次のいずれかによることができる。 ①設置選挙において，新設合併の特例定数（法定数の２倍まで）とする。 ②合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長２年間在任する。	次のいずれかによることができる。 ①増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分） ②編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合，更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会委員の任期等の取扱い（合併市町村に１つの委員会を置くことにする場合）	原則	
	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員，選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し，編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	
	合併関係市町村の委員（選挙）のうち，合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は，10～80 人の範囲で，１年以内の間，在任できる。	編入される市町村の委員（選挙）のうち，合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は，40 人までの範囲で，編入する市町村の委員の残任期間在任できる。

項　目	新　　設	編　　入
一般職の職員の身分の取扱い	引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。	編入する市町村の職員は在任し，編入される市町村の職員は，編入する市町村の職員として身分を保有する。
特別職(※)の職員の身分の取扱い	消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し，編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例，規則等の取扱い	消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）

※就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙，議決若しくは同意によることを必要とする職

2　合併の方式に関する先進事例（中核市等）

中核市等（中核市２８市および中核市候補市７市）の状況

合併の方式		編入	３２例
		新設	３例
うち，合併後中核市に移行した都市			※３例
	合併の方式	編入	１例
		新設	２例

※　元々中核市であり，合併によって新市（中核市）となった富山市を含む。

（平成１６年４月１日から平成１８年３月３１日までについて集計）

【参　考】中核市等の合併方式事例

合併期日	都道府県	自治体名	合併方式	中核市移行
H16.11. 1	鹿児島県	鹿児島市	編入	
H16.12. 1	北海道	函館市	編入	17.10.1
H16.12. 5	群馬県	前橋市	編入	※中核市候補市
H17. 1. 1	長野県	長野市	編入	
	愛媛県	松山市	編入	
	高知県	高知市	編入	
	大分県	大分市	編入	
H17. 1. 4	長崎県	長崎市	編入	
H17. 1.11	秋田県	秋田市	編入	
H17. 2. 1	大阪府	堺市	編入	※18.4.1政令指定都市に移行
	広島県	福山市	編入	
H17. 2. 5	福岡県	久留米市	編入	※中核市候補市
H17. 2. 7	三重県	四日市市	編入	※中核市候補市
H17. 2.13	山口県	下関市	新設	17.10.1
H17. 3.21	新潟県	新潟市	編入	
H17. 3.22	岡山県	岡山市	編入	
H17. 3.28	千葉県	柏市	編入	※中核市候補市
H17. 4. 1	富山県	富山市	新設	17.4.1
	愛知県	豊田市	編入	
	奈良県	奈良市	編入	
	青森県	青森市	新設	※中核市候補市
H17. 7. 1	静岡県	浜松市	編入	
H17. 8. 1	岡山県	倉敷市	編入	
H17. 9.26	香川県	高松市	編入	
H17.10.10	新潟県	新潟市	編入	
H18. 1. 1	岐阜県	岐阜市	編入	
	愛知県	岡崎市	編入	
	宮崎県	宮崎市	編入	
H18. 1. 4	長崎県	長崎市	編入	
H18. 1.10	香川県	高松市	編入	
H18. 1.23	群馬県	高崎市	編入	※中核市候補市
H18. 3. 1	広島県	福山市	編入	
H18. 3.20	神奈川県	相模原市	編入	
	滋賀県	大津市	編入	※中核市候補市
H18. 3.27	兵庫県	姫路市	編入	

※平成１６年４月１日から平成１８年３月３１日について集計

合併の期日について

1　合併期日の決定について

合併期日の決定に当たっては，住民への周知に要する期間，住民生活への影響，合併時の事務処理・引継ぎの利便性，電算システム統合に要する期間等を総合的に判断する必要がある。

過去の事例においては，それぞれの合併協議及び準備の状況に応じて合併の期日を設定しており，特段の決まりはないが，これら考慮すべき事項を踏まえ，適切に合併の期日を設定する必要がある。

2　期日を定める際に考慮すべき事項

（1）　合併の申請から決定にかかる期間

合併するためには，市町の議会において合併議案の議決を経て，県知事への合併申請を行い，県議会での議決，県知事の合併の決定，総務大臣への届出，総務大臣の告示により，初めて合併の効力が発生する。これらの手続には相当の期間を要することから，この点を十分に考慮して合併の期日を決定する必要がある。

（2）　住民サービスとの関係

- 新市として一体的な行政運営を行い，住民サービスを滞りなく提供することができるよう，執行体制の整備などの合併準備作業や住民に対する十分な周知期間を確保する必要がある。
- 現在の自治体の業務は，窓口業務を中心に大部分が電算システムにより行われており，住民サービスに支障を来さないためには，システムの安全かつ確実な移行が重要である。電算システム統合には，統合直前に膨大な作業が集中し，時間を要することから，土日等閉庁日に十分時間をかけて行うことが望ましい。
- 年度途中での合併は，一般的な社会生活面，行政内部における人事・財政面での対応が煩雑になり，住民生活に影響を与える可能性がある。

（3）　合併準備作業に必要な期間

各市町における合併の議決後，実際の合併までに行う合併準備作業としては，電算システムや条例，規則等の改正作業や合併後の予算編成など，さまざまな準備事務があり，合併後の住民サービスを滞りなく行えるようにするため，これらを円滑に進めるための期間が必要となる。

また，合併により市町村が廃止された場合，廃止された市町村には出納閉鎖期間が存在せず，即日決算となることにも留意する必要がある。

（４）　合併新法に規定される財政支援措置の活用

合併新法に規定される地方交付税の特例の期間は，早期の合併が有利な制度であることから，合併協議に際しては，適用となる特例期間について考慮する必要がある。

【参　考】　中核市等の合併期日の先進事例

都道府県	自治体名	合併期日	曜日	都道府県	自治体名	合併期日	曜日
鹿児島県	鹿児島市	H16.11．1	月	富山県	富山市	H17．4．1	金
北海道	函館市	H16.12．1	水	愛知県	豊田市		
群馬県	前橋市	H16.12．5	日	奈良県	奈良市		
長野県	長野市	H17．1．1	土	青森県	青森市		
愛媛県	松山市			静岡県	浜松市	H17．7．1	金
高知県	高知市			岡山県	倉敷市	H17．8．1	月
大分県	大分市			香川県	高松市	H17．9.26	月
長崎県	長崎市	H17．1．4	火	新潟県	新潟市	H17.10.10	月
秋田県	秋田市	H17．1.11	火	岐阜県	岐阜市	H18．1．1	日
大阪府	堺市	H17．2．1	火	愛知県	岡崎市		
広島県	福山市			宮崎県	宮崎市		
福岡県	久留米市	H17．2．5	土	長崎県	長崎市	H18．1．4	水
三重県	四日市市	H17．2．7	月	香川県	高松市	H18．1.10	火
山口県	下関市	H17．2.13	日	群馬県	高崎市	H18．1.23	月
新潟県	新潟市	H17．3.21	月	広島県	福山市	H18．3．1	水
岡山県	岡山市	H17．3.22	火	神奈川県	相模原市	H18．3.20	月
千葉県	柏市	H17．3.28	月	滋賀県	大津市		
				兵庫県	姫路市	H18．3.27	月

※　平成１６年４月１日から平成１８年３月３１日について集計

合併期日の月別状況

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	12	5	7	4	0	0	1	1	1	1	1	2

※　うち，１月１日としたものが７件

合併期日の曜日別状況

曜日	月	火	水	木	金	土	日
件数	11	6	3	0	5	5	5

合併期日の開・閉庁日の状況

	開庁日	閉庁日
件数	23	12

新市の名称について

1　基本的考え方

（1）　新設の場合

合併する市町村すべての法人格が消滅し，新たな法人格が発生することから，新市の発足までに新たな名称を定める場合が多いようだが，合併関係市町村のいずれかの名称を引き続き使用することもできる。

（2）　編入の場合

編入される市町村の法人格が消滅し，編入する市町村の法人格が存続することから，編入する市町村の名称を使用する場合が多いようだが，新たに名称を定めることもできる。

2　名称変更の手続

（1）　新設の場合

地方自治法第７条の規定により，関係市町村の廃置分合（合併）の申請に基づき，都道府県議会の議決を経て知事が定め，総務大臣が告示することにより効力を生じることになる。

（2）　編入の場合

編入に伴い市町村の名称を変更する場合は，地方自治法第３条の規定により，あらかじめ知事に協議し，条例で定めることになる。

3　中核市等の新市の名称の先進事例

事　　例	合併の方式	合併後の新市の名称
元々中核市であった市全て	編入	旧中核市の名称
函館市（合併により中核市となった市）	編入	函館市
青森市（合併により中核市となる市）	新設	青森市
富山市（元々中核市で新市に移行）	新設	富山市
下関市（合併により中核市となった市）	新設	下関市

新市の事務所の位置について

事務所を設置または変更する場合には，住民の利便性や交通事情，他の官公署との関係等について適当な考慮を払う必要がある。

1　市町庁舎の現況

	宇都宮市	上河内町	河内町
所在地	宇都宮市 旭 1 丁目 1 番 5 号	上河内町 大字中里 181 番地３	河内町 大字白沢 500 番地
建築年度／構造／延床面積	本庁舎（昭和 61 年度建築） 鉄骨・鉄筋コンクリート造 ／一部鉄骨造 執行部棟 地下 2 階，地上 16 階，塔野 2 階 議会棟 地上 6 階 延床面積　35,625.57 ㎡	本庁舎(昭和 60 年度建築) 鉄筋コンクリート造 地上 3 階 延床面積　3,174.08 ㎡	本庁舎本館（昭和 41 年度建築） 本庁舎別館（昭和 53 年度建築） 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下 1 階，地上 4 階 延床面積　2,541.31 ㎡
勤　務 職員数	1,486 人	79 人	121 人
駐車場	517 台（構内 7 ヶ所）	104 台（構内 2 ヶ所）	264 台（構内 2 ヶ所）
駐輪場	970 台（構内 7 ヶ所）	25 台（構内 1 ヶ所）	20 台（構内 1 ヶ所）
近隣官公署等	栃木県庁 宇都宮中央署 宇都宮中央郵便局 宇都宮地方合同庁舎 宇都宮地方裁判所	栃木県消防学校	栃木県立岡本台病院 栃木県精神保健福祉センター 栃木県立岡本養護学校 国立病院機構宇都宮病院

2　中核市等の事務所の位置の先進事例

事　　例	合併の方式	合併後の事務所の位置
元々中核市であった市全て	編入	旧中核市の事務所の位置
函館市（合併により中核市となった市）	編入	旧函館市の事務所の位置
青森市（合併により中核市となる市）	新設	旧青森市の事務所の位置
富山市（元々中核市で新市に移行）	新設	旧富山市の事務所の位置
下関市（合併により中核市となった市）	新設	旧下関市の事務所の位置

合併協定項目について

1　合併協定項目の基本類型

（１）　自治体の存立にかかわる基本的な事項（基本項目）
（２）　合併新法（「市町村の合併の特例等に関する法律」）に基づく協議事項
（３）　住民生活に密着した事項（その他の協議事項）
（４）　合併市町村基本計画

2　具体的な合併協定項目

基本類型	№	項目	
基本項目	1	合併の方式	
	2	合併の期日	
	3	新市の名称	
	4	新市の事務所の位置	
合併新法に基づく協議事項	5	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
	6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
	7	地方税の取扱い	
	8	一般職の職員の身分の取扱い	
その他協議事項	9	地域自治制度の取扱い	
	１０	財産の取扱い	
	１１	特別職の身分の取扱い	
	１２	条例，規則等の取扱い	
	１３	事務組織及び機構の取扱い	
	１４	一部事務組合の取扱い	
	１５	使用料，手数料等の取扱い	
	１６	公共的団体等の取扱い	
	１７	補助金・交付金等の取扱い	
	１８	町名・字名の取扱い	
	１９	慣行の取扱い	
	２０	各種事務事業の取扱い	
		(1)	交通関係事業の取扱い
		(2)	消防団関係事業の取扱い
		(3)	国民健康保険事業の取扱い
		(4)	コミュニティ関係事業の取扱い
		(5)	環境・清掃関係事業の取扱い

基本類型	№	項　　目	
その他協議事項		(6)	介護保険事業の取扱い
		(7)	保健衛生関係事業の取扱い
		(8)	社会福祉・援護関係事業の取扱い
		(9)	高齢者福祉関係事業の取扱い
		(10)	障害者福祉関係事業の取扱い
		(11)	児童福祉関係事業の取扱い
		(12)	商業・観光･工業関係事業の取扱い
		(13)	農林水産関係事業の取扱い
		(14)	建設関係事業の取扱い
		(15)	都市計画関係事業の取扱い
		(16)	水道関係事業の取扱い
		(17)	下水道関係事業の取扱い
		(18)	学校教育関係事業の取扱い
		(19)	社会教育関係事業の取扱い
基本計画	２１	合併市町村基本計画	

合併協議会スケジュール

期　　日	内　　容
平成 18 年 7 月 25 日	**合併協議会設置**（市・町各議会議決，県知事への届出）
26 日	第１回幹事会
31 日	**第１回合併協議会**
8 月 8 日	第２回幹事会
10 日	**第２回合併協議会**
下旬	第３回幹事会
末	**第３回合併協議会**
9 月 下旬	第４回幹事会
末	**第４回合併協議会**
10 月 中旬	第５回幹事会
下旬	**第５回合併協議会**
〃	**調印式**（第５回合併協議会と同日）
末	**市・町各議会議決**
〃	**県知事への申請**（最終期限：11 月 2 日）
12 月	**県議会議決**
平成 19 年 1 月	**総務大臣への届出**
中旬	**第６回合併協議会**
2 月	**告　示（国）**
3 月 下旬	**第７回合併協議会**
	合　併